

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農政企画課

法令名	農地法			法令の番号	昭和27年 法律第229号				
許認可等の種類	農地等の転用のための権利移動の許可			根拠条項	第5条第1項				
審査基準	<p>農地の転用の許可にあたっては、下記法律及び通達に基づき審査している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第5条第2項 ・農地法施行令第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第15条の2 ・農地法施行規則第53条～第57条の6 ・農地法関係事務に係る処理基準について（平成12.6.1付け 12構改B第404号 事務次官通知） 第7 法第5条関係 ・「農地法の運用について」の制定について（平成21.12.11付け 21経営第4530号・21農振第1598号 農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知） 第2の4 法第5条第2項関係 								
	受付機関	市町農業委員会	処理機関	農政企画課	交付機関	市町農業委員会	標準処理期間	2週間	目次
						標準経由期間	一週間	NO	